

石子沢川等の特定都市河川指定について

- 令和6年3月5日に最上川水系石子沢川、新堀川が特定都市河川に指定されました。(山形県内初。東北でも2番目)
- 今後は、河川管理者、山形県、山辺町長、中山町長等からなる流域水害対策協議会を組織し、流域のハード対策の加速化、貯留・浸透機能の向上、リスクを踏まえたまちづくり等の浸水被害対策を流域一帯で計画的に進める流域水害対策計画の策定を進めていきます。
- 石子沢川流域での取組みが、県内の各流域の先進モデルとなるように進めていく予定です。

記者発表資料



令和6年3月1日
国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所

山形県で“初”となる「特定都市河川」に 最上川水系石子沢川等が指定！

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月5日に、最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の2河川）を、特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和6年3月5日に、一級河川最上川水系石子沢川等（石子沢川、新堀川の2河川（山形県））について、特定都市河川として指定します。
- 今後、最上川水系石子沢川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、流域内において一定規模以上の宅地造成する行為等については、河川への流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- なお、流域水害対策協議会設立を4月頃に予定しております。開催時期等の詳細については、別途お知らせいたします。

※東北地方整備局管内においては、今回が2番目の指定になります。

(添付資料)

- 別紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「最上川水系石子沢川等」の特定都市河川への指定
- 参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

令和6年3月5日 火曜日 官 報 第1174号

○国土交通省告示第百三十八号
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。
令和六年三月五日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

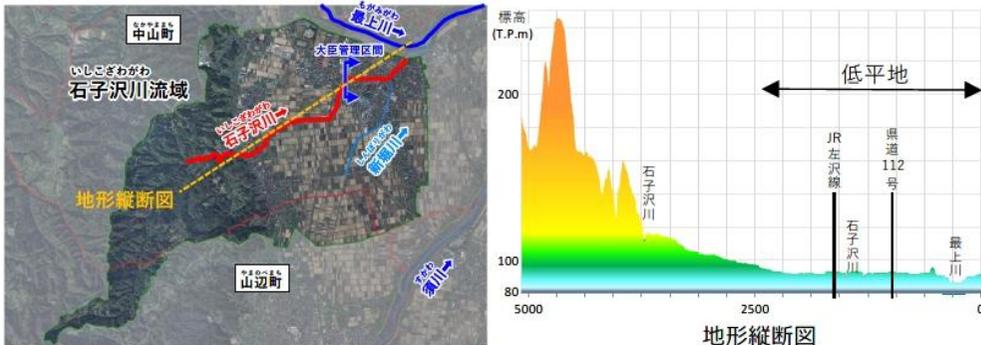
別表 石子沢川等特定都市河川
その関係図面は、東北地方整備局及び山形河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
(図面省略)
名称 石子沢川特定都市河川流域
区域 山形県山辺町、中山町のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

名称		上流端		下流端	
新堀川	石子沢川	右岸 ○山形県東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦四	左岸 ○山形県東村山郡中山町大字柳沢字荷柄橋一二番の八地先	石子沢川への合流点	最上川への合流点

「流域治水」の本格的な実践に向けた「最上川水系石子沢川」の特定都市河川への指定

石子沢川の特徴

- ・石子沢川は上流部が山間部で、勾配がほとんどない低平地が広がり、中山町東部の市街地で新堀川と合流し、その後最上川に合流している。
- ・沿川に、中山町の市街地があり、人口や資産が集積している。



- ・石子沢川と最上川の合流点には、古川水門が設置されており、洪水時には最上川への排水制限が想定される河川である。
- ・令和2年7月の洪水では、古川水門の閉鎖に伴う排水制限により甚大な浸水被害が発生している。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

- 河川区間：最上川水系石子沢川等〔2河川〕
- 流域面積：16.6km²
(中山町の一部、山辺町の一部)

- 凡例
- 特定都市河川
 - 特定都市河川流域
 - 行政界



近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R2.7 令和2年7月出水により、最上川の長崎水位観測所ではHWLを3時間以上超過し、中山町では床上床下浸水139戸、農地等54.7haが浸水する被害が発生
- R3.12 令和3年12月13日に新たな取り組みによる石子沢川流域の治水安全度向上を目的に中山町、県、国が連携し、石子沢川流域治水勉強会を設立
- R5.7 第8回最上川水系流域治水協議会において石子沢川特定都市河川指定について合意



石子沢川沿いの内水被害
令和2年7月出水による浸水状況



第8回最上川水系流域治水協議会(R5.7.31)

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

(具体的な対策は、石子沢川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用
特定都市河川浸水被害対策推進事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
 - ・河道掘削（堆積土砂撤去）等
 - ・雨水貯留浸透施設の整備
 - ・効率的な内水排除作業の検討

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化
(雨水浸透阻害行為の許可)

- 流出量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 貯留機能を有する土地の有効活用
(田んぼダムの推進、貯留機能保全区域の指定)
- 農地遊水機能の積極的な活用「田んぼダム」の推進
- 貯留機能保全区域の指定 等

流域全体・様々な関係者で「命と暮らしを守る取組み」を推進

- 田んぼダム及び雨水貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減
- 協議会等を通じた事業推進課題等の共有及び問題解決・合意形成の推進 等



公共施設の再配置検討(ピロティ形式)



雨水貯留浸透施設の整備



農地遊水機能の積極的な活用

特定都市河川流域全体の取組みにより、早期に石子沢川流域の安全度を向上させる

※具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

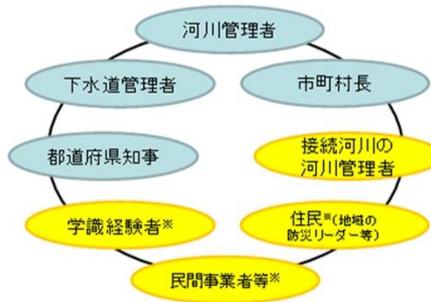
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

○：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1- 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000 m^2 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止（自己用住宅除く）**
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ